

奈 政 行 第 3 号

平成 30 年 5 月 28 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一 様
同 中 本 勝 様
同 八 尾 俊 宏 様
同 松 石 聖 一 様

奈良市長 仲 川 元 庸

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

平成26年度包括外部監査「業務委託、工事、物品購入などの公共調達について」の結果に対する措置状況について

IV. 公共調達に関する個別結果及び意見

10. 都市整備部

(1) 公園緑地課

- ・業務完了届の不備と検査もれについて（旭水公園他清掃業務委託）

（公園緑地課）

【監査結果】

契約書上、奈良市手をつなぐ親の会は委託業務の完了の都度、業務完了届を提出することになっている。しかし、旭水公園の業務完了届として公園緑地課が提出を受けているのは公園清掃業務、池清掃業務、トイレ清掃業務であり、その他の業務（※）については業務完了届の提出を受けていない。

（※提出の無い業務…除草、樹木管理（高木）、樹木管理（芝）、ゴミ収集（ゴミ箱））

また、仕様書上、奈良市手をつなぐ親の会は作業完了時の報告とともに現場写真を提出することになっているが、調査の結果、写真の提出がある日とない日があり、報告事項がないから写真の提出がないのか、単に提出が漏れているのかが不明である。

契約や仕様として定めた完了報告が不十分でありながら支出がされていることは、給付の完了を確認するための検査（地方自治法234条の2、同施行令167条の15）が適正に行われなかった証左であり、法令に抵触しているおそれがある。

契約等で決めたことは遵守しなければならない。また、遵守できない事項を決めても無意味であるから業務完了の確認方法については、その実効性について十分に検討する必要がある。業務内容に応じて報告事項を明確にするとともに、現場写真等の提出についてもその基準を仕様書等で明確にしておく必要がある。同時に、受託者からの一方的な報告に頼るだけでなく、委託者として能動的なチェックについても検討試行されたい。

【措置の内容】

業務についての見直しを行い、平成27年度から除草・樹木管理（高木）・樹木管理（芝）につきましては業務より削除いたしました。完了報告における写真提出については、作業を実施しているものの写真提出が不足している部分があるため、平成27年度から改めて全作業実施分の写真を提出するよう指導しました。完了報告における写真の提出については、平成29年度から作業を実施している全ての日において提出があり、全作業分の写真を確認しました。委託者として能動的なチェックについては、平成30年度からチェック体制を整えるよう調整を行いました。